

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

確定申告の期限は3月15日(金)です

令和5年分の確定申告期限は、3月15日(金)です。会計事務所の1年間の業務の中で一番忙しい時期となり、職員一同、連日頑張っております。

ご依頼いただいた順に計算・申告を進めておりますので、確定申告結果のご報告がまだのお客様は今しばらくお待ちください。

また、申告書の控えについては、3月半ば以降に担当者が持参又は郵送でお客様にお届け致します。

まだ確定申告の資料が手元にあるお客様は申告期限が近づいておりますので、早急に担当者へご連絡していただき書類を郵送又はご持参くださいますようお願い申し上げます。

書類不備により生じた不利益は、お客様の方でご負担ください。ご理解とご協力のほど何卒よろしくお願い致します。



所得税の定額減税は6月から

物価高対策のため、岸田総理の肝煎り政策として閣議決定された所得税の定額減税が令和6年6月から始まります。

それに向けて、国税庁ホームページに「定額減税特設サイト」が開設されました。

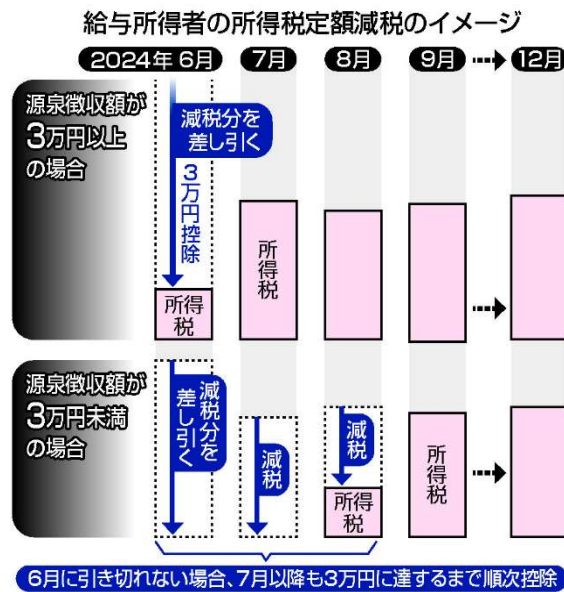
また、令和6年分所得税の定額減税Q&Aも公表されました。

財務省・国税庁は、会社の給与計算担当者が早期に準備に着手できるよう、法案の国会提出前(審議入りは2月13日)であっても、制度の詳細についてできる限り早急に公表したようです。

給与計算事務をいつもは給与計算ソフトなど会社のシステム対応に任せがちですが、定額減税対象者の選出や、同一生計配偶者と扶養親族の数を確認するなど、前もっての確認が必要となってきます。減税はありがたいですが、給与計算担当者の事務負担増は大変なものです。

- 1 定額減税の対象者
定額減税の対象者は、令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人です。
- 2 定額減税の対象となる所得税
定額減税の対象となる所得税は「令和6年分所得税」です。
- 3 定額減税額
定額減税額は、次の金額の合計額です。ただし、その合計額がその人の「令和6年分の所得税額」を超える場合には、控除される金額は、その所得税額が限度となります。

- ① 本人(居住者に限ります。) 30,000円
- ② 同一生計配偶者又は扶養親族(いずれも居住者に限ります。以下「同一生計配偶者等」といいます。) 1人につき30,000円



(出典：時事通信ニュース 2023-12-06)

定額減税が始まるにあたり、詐欺被害が心配されます。

- ・ [不審なメールや電話にご注意ください](#)

※国税庁(国税局、税務署を含みます)から、「定額減税の関係で還付を受けられるので」と切り出し、個人情報(銀行の口座番号や暗証番号など)をメール(SMSメッセージ)や電話でお聞きすることはありません。

そのようなメールや電話がきたら無視してください。



3月から相続手続きが楽に!

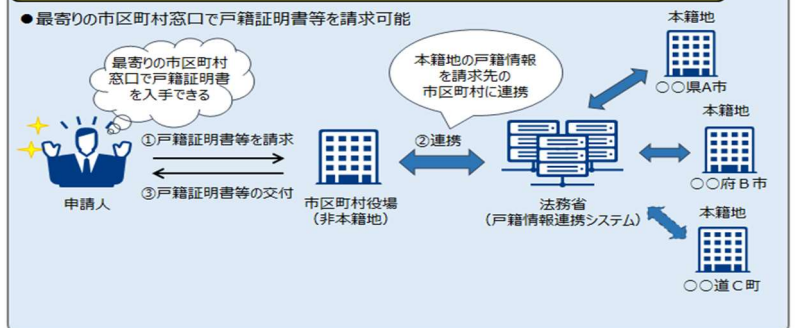
相続人を確定させるためには、亡くなった人の出生から死亡までの全ての戸籍謄本を揃える必要があります。具体的には、まずは死亡した時の本籍地で最新の戸籍謄本を取り、その情報を基に一つ前の戸籍謄本を取り...これを繰り返して、出生までさかのぼる必要があります。遠方であれば郵便で取り寄せるなど、非常に手間がかかります。

この一連の煩雑な手続きを劇的にラクにしてくれるのが、令和6年3月1日からスタートする「**広域交付制度**」です。左記制度は、全国どここの本籍地の戸籍謄本であっても、**出生から死亡までの戸籍謄本一式が最寄りの役所窓口だけで一括で請求できるもの**となっています。これにより、謄本を順にたどってそれぞれの本籍地の役所に手続きを行って...という、これまでかかっていた手間や時間を大幅に減らすことが可能になります。

ただし、同制度の注意点は申請を行えるのは配偶者や親、子といった**相続人本人のみ**であることです。税理士や弁護士といった専門家による代行はできない点に注意が必要です。

(納税通信 第3806号より引用)

1. 戸籍証明書等の広域交付



チャットボットによる確定申告の相談スタート

国税庁はチャットボットを利用した所得税の確定申告に関する相談を開始しています。

チャットボットとは、「チャット(会話)」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したいことをメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI(人工知能)を活用して自動で回答するものです。税務職員の「ふたば」というキャラクターが、所得税の確定申告において問い合わせが多い「よくある質問」に回答します。

所得税の確定申告に関する相談としては、確定申告の手続に関する
こと、各所得や所得控除に関すること、令和5年分の税制改正に関
することなど様々な内容に対して対応しています。

土日や夜間でも利用できるほか、24時間いつでも利用できる(メン
テナンス時間を除く)ため、ご自身で確定申告をされる方はぜひご活
用ください。なお、令和5年分のみに対応しており、過去の年分には
対応していないためご注意ください。

(日税ジャーナルオンライン税務ニュース 2024.01.10より引用)

令和6年3月分(4月納付分)から 健康保険料率が変わります

令和6年3月分から下記のように健康保険料率が変わります。
給与計算の際は間違いのないようにご留意下さいませ。

(熊本県)	介護保険第2号被保険者に・・・	
	該当しない場合	該当する場合
～R6.2月分	10.32%	12.14%
R6.3月分～	10.30%	11.90%

※「介護保険第2号被保険者に該当する」とは???

→40歳から64歳までの方であり、介護保険料率(1.60%)が加わります。

～ 3月の税務と振替納税日 ～

当事務所では所得税・消費税ともに3月15日までの期限で進めて
まいりますので、皆様のご協力の程をよろしくお願い致します。
なお、やむを得ない事情がある場合は、担当者までご相談下さい。

【3月の税務】

○3月11日(月)

・2月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付

○2月1日(木)から3月15日(金)まで

・令和5年分贈与税の申告

○2月16日(金)から3月15日(金)まで

・令和5年分所得税の確定申告

○3月15日(金)

・青色申告の承認の申請 など個人に関する各種届出

【注意!!】1月16日以後新規開業の場合はその業務開始日から2ヶ月以内

○4月1日(月)



・個人事業者の前年分の消費税・地方消費税の確定申告

・1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)

・7月決算法人の中間申告(法人税・消費税等)

【振替納税日】

申告所得税 令和6年4月23日(火)

個人事業主の消費税 令和6年4月30日(火)

※上記の日付はあくまで振替納税を利用されている方となります。
納付書を用いた納税をされている方は上記申告期限までが納付
期限となりますのでご注意ください!!!

毎月の巡回監査遅れてすみません

1月から3月15日まで年末調整、償却資産税申告、確定申告等が
続き、皆様大変ご迷惑をお掛け致しております。

3月20日を過ぎましたら早急にお伺いさせていただきます。特に
3月決算法人のお客様は打合せもごさいますので何卒よろしくお
願い申し上げます。

また3月16日から18日
まで臨時休業致します。
ご迷惑をお掛けしますが、
よろしくお願い致します。

税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員(熊本) 所長 片平 和代
代表社員(川内) 所長 西田 尚史
吉屋 裕司

今月も無料相談会を開催します!

当事務所では、相続事業承継に関する様々な疑問にお答えする
ために、個別相談会を開催致します。

日時: 毎週水曜日 10:00~16:00の時間

※上記の時間帯は先着順での受付となるため、ご希望の時間帯
に沿えない場合がございます。予めご了承ください。

※上記日程以降も毎月個別相談会
を開催予定としております。

また、電話相談は正確なアドバイス
ができませんので、一切行っており
ません。この機会にぜひご参加下さ
いませ。



<企業シリーズ No.315>

<<城北製作所 株式会社>>

○事業内容

1. ステンレス・スチール製建築金物の製作・販売及び設置工事
2. 装飾金物の製作・販売及び設置工事
3. 設備金物の製作・販売及び設置工事

○施工実績

- ・サクラマチクマモト新築工事「屋上テラステーブルカウンター他」
- ・北陸新幹線土田駅「ホーム SUS 手摺製作」
- ・大分マリーンパレス水族館「各所手摺・フェンス工事」
- ・リバーウォーク北九州新築工事「吹抜けステンレス手摺」
- ・ソニー長崎工場増設工事「点検歩廊・手摺他工事」
- ・九州電力松浦発電所増設工事「躯体開口枠・歩廊・ピット工事」 他



【お問い合わせ】

住所 : 〒861-0382 熊本県山鹿市方保田3497番地1

メールアドレス : jyohoku@clock.ocn.ne.jp

電話番号 : 0968-43-4500

ファックス : 0968-43-4526

お気軽にお問い合わせください!

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
<http://www.mirai-town.net/>

